

# 工事写真等の電子納品作成基準

広島市水道局

平成27年1月改訂

# 工事写真等の電子納品作成基準

## 1 適用

工事写真等の電子納品作成基準（以下、「本基準」という。）は、広島市水道局（以下、「本局」という。）の発注する水道施設の新設、改良工事等及び業務委託において、受注者が本局に電子納品する工事記録写真及び現地等の写真の作成基準を定めたものである。

## 2 工事記録写真及び現地等の写真の作成

- (1) 工事記録写真及び現地等の写真は、本局の定める「工事・業務委託の電子納品の手引」、「デジタル写真管理情報基準」に基づき作成する。
- (2) 本局の定める手引、本基準に規定していない事項については、監督員（調査職員）と協議のうえ、作成する。

## 3 電子納品成果品の作成

### (1) フォルダの構成

フォルダの構成は、PHOTO フォルダ（写真フォルダ）の直下に PIC フォルダ（写真フォルダ）、DRA フォルダ（参考図フォルダ）を置き、写真管理ファイル（PHOTO.XML PHOTO.DTD）も直下に構成し作成する。

### (2) ファイル作成における仕様

写真ファイル、参考図ファイル、写真属性ファイルの仕様は以下のとおりとする。



- 写真フォーマット
- ・写真ファイル  
記録形式は JPEG とし、圧縮率・撮影モードについては監督員（調査職員）と協議の上決定する。
- ・参考図ファイル  
記録形式は JPEG もしくは TIFF とし、圧縮率・撮影モードについては監督員（調査職員）と協議の上決定する。  
TIFF については図面が判読できる程度の解像度とする。

- 有効画素数  
有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。  
(100万画素程度)

- ファイル名の命名規則  
ファイルの命名規則は、8・3形式（ファイル名部分8文字以内＋拡張子部分3文字以内）とする。

- 写真編集の禁止  
撮影したデジタル写真の編集は、一切禁止します。明度調整やトリミングなど、軽微なものについてもすべて禁止とする。

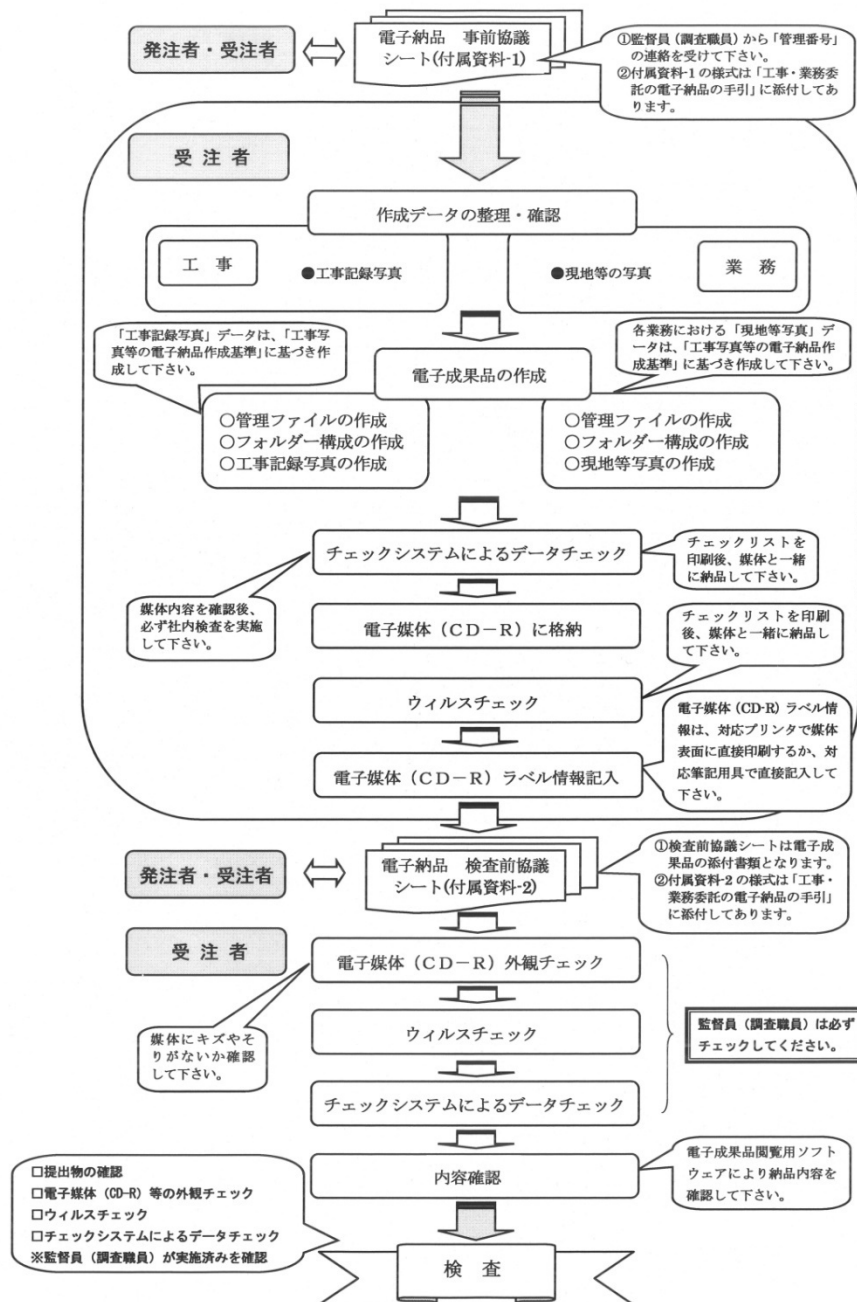
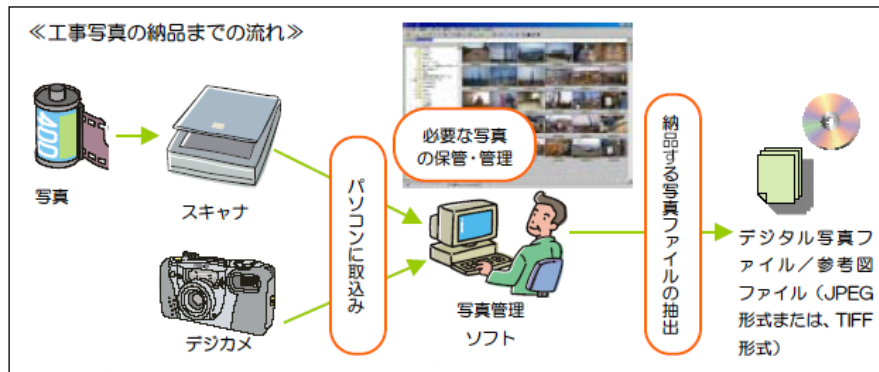
### ＝参考（現場写真管理ソフト）＝

工事記録写真及び現地等の写真のとりまとめに使用するソフトについては特定していない。国土交通省「デジタル写真管理情報基準（案）」に対応するソフトを使用することにより、効率的に電子納品成果品の作成ができる。

※ ワードプロソフト、表計算ソフトを使用してデータを作成することもできるが、入力時間が非常にかかり、非効率な作業となる恐れがある。

## 4 電子納品の流れ

### (1) 電子納品の手順



(2) 工事記録写真及び現地等の写真ダイジェスト版の提出

工事記録写真及び現地等の写真については、電子納品とは別に、工種など工事・業務委託全体の概要が分かる程度の写真を印刷し、ダイジェスト版として1部提出するものとする。

また、詳細については、監督員（調査職員）との協議によるものとする。